

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

大韓民国

栄養機能及び健康強調表示

1. 栄養強調表示.....	1
2. 健康強調表示.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 栄養強調表示

韓国では、2種類の栄養強調表示が許可されている。

1) 栄養成分含有強調表示

栄養成分含有強調表示は「無脂肪」、「低カロリー」、「ビタミンC添加」、「カルシウム強化」などの特定の用語により、栄養情報を読む必要なく栄養素のレベルを表現している。政府によって設定された用語と対応する基準は、「低い」、「無」、「高（または豊富な）」、「含む（または供給）」などの用語により製品の栄養価を強調するために用いられるものとする。

もともと栄養素を含まない食品における強調表示（たとえば、植物性食用油における「コレステロール無し」という表記）は、コレステロールは動物性食品にのみ含まれ、すべての植物油はコレステロールを含まないことから、消費者の誤解を招くとみなされる。

表 1. 栄養成分含有強調表示の基準

栄養素	強調表示	要件
カロリー	低	<40 kcal/100 g または <20 kcal/100 mL
	無	<4 kcal/100 mL
脂質	低	<3 g/100 g または <1.5 g/100 mL
	無	<0.5 g/100 g または 100 mL
飽和脂肪酸	低	<1.5 g/100 g または 0.75 g/100mL かつ 飽和脂肪酸由来のカロリー <総カロリーの 10%
	無	<0.1 g/100 g または <0.1 g/100 mL
トランス脂肪酸	低	0.5 g/100 g
コレステロール	低	<20 mL.100 g または <10 mL/100 mL かつ 飽和脂肪酸 <1.5 g/100 g または <0.75 g/100 mL かつ 飽和脂肪酸由来のカロリー <総カロリーの 10%
	無	<5 mL/100 g または <5 mL/100 mL かつ 飽和脂肪酸 <1.5 g/100 g または <0.75 g/100 mL かつ 飽和脂肪酸由来のカロリー <総カロリーの 10%
糖質	無	<0.5 g/100 g または 100 mL
ナトリウム	低	<120 mg/100 g
	無	<5 mg/100 g
食物繊維	含有 (または供給)	≥3 g/100 g または ≥1.5 g/100 kcal
	高 (または豊富)	≥6 g/100 g または ≥3 g/100 kcal
たんぱく質	含有 (または供給)	≥栄養素参照量の 10%/100 g、栄養素参照量の 5%/100 mL または ≥栄養素参照量の 5%/100 kcal
	高 (または豊富)	≥栄養素参照量の 20%/100 g、栄養素参照量の 10%/100 mL または ≥栄養素参照量の 10%/100 kcal
ビタミン・ミネラル	含有 (または供給)	≥栄養素参照量の 15%/100 g、栄養素参照量の 7.5%/100 mL または ≥栄養素参照量の 5%/100 kcal
	高 (または豊富)	≥栄養素参照量の 30%/100 g、栄養素参照量の 15%/100 mL または ≥栄養素参照量の 30%/100 kcal

2) 栄養比較強調表示

一方で、栄養比較強調表示では「少ない」、「多い」、「低減またはライト」、「強化」、「添加」などの用語が用いられる。

このような強調表示を行うためには、特定の栄養素含有量の差を、他の参照食品の基準値と比較してパーセンテージまたは絶対値で表示する。この場合、他の参照食品の基準値は、同種または類似食品の中で、市場シェアの高い、少なくとも3つ以上の食品を対象として計算する。

カロリー、ナトリウム、炭水化物、糖質、食物繊維、脂質、トランス脂肪、飽和脂肪酸、コレステロール、たんぱく質の場合、栄養素含有量の違いは他の参照食品の対応する栄養素含有量と比較して少なくとも25%以上でなければならない。ビタミンおよびミネラルの場合、違いは栄養素参照量と比較して少なくとも10%以上でなければならない。

上記の栄養素に対応する食品の「少ない、ライト、低減」強調表示の場合は、栄養素の差の絶対値は、栄養成分含有強調表示で定義されている「低い」の基準を満たすものとする。「多い、強化、添加」強調表示の場合、栄養素の差の絶対値は、栄養成分含有強調表示で定義されている「含む」の基準よりも大きくななければならない。

2. 健康強調表示

「健康強調表示」は、健康機能食品法 第3条 (2) に規定されている機能性の表示を意味する。

「機能性」とは、人体の構造や機能に対する栄養素の寄与または生理学的作用などの健康目的に対する有益な効果を提供することを指す。

「健康強調表示」には、栄養機能強調表示、生理学的効果強調表示、疾病リスク低減強調表示が含まれる。健康強調表示は、健康機能食品法第3条 (1) における、人体に有益な機能性原材料または成分を使用して製造（加工を含む；以下、同様に適用される）「健康機能食品」でのみ認可される。

「機能性原材料または成分」とは、健康機能食品規格基準に個別に登録、記載されている成分を意味する。

健康機能食品の表示について、この基準に基づき、製造者が印刷した韓国語のラベルを製品に貼付する必要がある。一般的な食品に必要な情報に加えて、次の情報が必要である。(1) 表示する機能性食品（記号）、(2) 効能主張に関する情報、(3) 摂取方法と注意事項、(4) 製品が病気を予防または治癒する医薬品ではないという声明文、および(5) 健康機能食品の詳細な表示指針で要求されるその他の事項。

1) 健康強調表示における規制の枠組み

健康機能食品規格基準において認められている機能性、または MFDS によって個別に認められている機能性のみが表示に用いることができる。

このような機能性を表すために表示や広告に用いる文言は、健康機能食品表示および広告審議基準に基づき、事前承認されたものに厳密に限定される。ケースによっては、文言は健康機能食品規格基準に示されているもの、または MFDS によって個別に承認された文言の詳細と全く同一である必要がある。

「健康機能食品」は、機能性成分を用いて製造された製品である。健康強調表示と基準について MFDS によって既に許可された機能性成分は、健康機能食品の製造に使用することができる。過去に許可を受けていないその他の機能性成分は、それらに対する健康強調表示と基準について、健康機能食品の製造のために MFDS によって認可を受ける必要がある。

2) 健康機能食品規格基準に記載されている機能性成分

既存の規格基準に定められた製造基準、規格、および最終製品の要件が満たされている場合、個別の認可手順の必要はない。これには、栄養素（ビタミン、ミネラル、食物繊維など）を含む、約 95 種類の成分が記載されている。

3) 健康機能食品規格基準に記載がなく、MFDS によって個別に承認された成分

この場合、販売者は、原材料の安全性、機能性、基準、規格等のデータを提出し、機能性成分としての承認を受ける必要があり、関連する規制に従った評価によってそのような原材料の製造業者として認定される。

以下のいずれかに該当する場合、個々の承認された機能性原材料は、健康機能食品規格基準に機能性原材料として記載される。

- i) 機能性原材料としての承認を受けてから 6 年が経過し、その機能性原材料を含む製品製造の報告が 50 以上

ある場合（生産実績がある場合のみ）

ii) 最初の認定（承認）日から1年以上を経過し、個々の承認された機能性成分が「健康強調表示」または健康機能食品法第10条（2）に基づいて通知された製品の「製造基準」への追加に適用される場合（認定の申請を受けたオペレーターが1年の基準より前に成分を通知するよう要請した場合を除く）

4) 許可されている強調表示の種類

「健康機能食品」の機能は、医薬品のように疾病を治療、治癒することではない。健康機能食品は、人体の正常な機能の維持、改善のために使用される。韓国で認められている健康強調表示には、「栄養機能強調表示」、「その他の機能強調表示」、「疾病リスク低減強調表示」が含まれる。

A. 栄養機能強調表示

栄養機能強調表示は、人体の正常な機能または生物学的活動に対する栄養素の生理学的作用を指す。この機能は、「これは xx に必要である」と表示される。健康機能食品規格基準において記載されている健康強調表示を表2に示す。

表 2. 健康機能食品規格基準における栄養機能強調表示

No	栄養素	健康強調表示	1日摂取量	使用上の注意
1	ビタミン A	(1) 暗順応に必要である (2) 皮膚や粘膜を形成し、機能を維持するために必要である (3) 上皮細胞の成長と発達に必要である	210~1,000 µgRE	-
2	β-カロテン	(1) 暗順応に必要である (2) 皮膚や粘膜を形成し、機能を維持するために必要である (3) 上皮細胞の成長と発達に必要である	(1)、(2) : 0.42 mg~7 mg (3) : ≥1.26 mg	-
3	ビタミン D	(1) カルシウムとリンを吸収し利用するために必要である (2) 骨形成と維持に必要である (3) 骨粗鬆症の発症リスク低下を助けるのに必要である (疾病リスク低減機能)	1.5~10µg	-
4	ビタミン E	(1) 細胞を有害な活性酸素から保護するために必要である	3.3~400 mg α-TE	-
5	ビタミン K	(1) 正常な血液凝固に必要である (2) 骨形成に必要である	21~1,000µg	-
6	ビタミン B1	(1) 炭水化物とエネルギー代謝に必要である	0.36~100 mg	-
7	ビタミン B2	(1) 体内でのエネルギー産生に必要である	0.42~40 mg	-
8	ナイアシン	(1) 体内でのエネルギー産生に必要である	*ニコチン酸 : 4.5~23 mg *ニコチン酸アミド : 4.5~670 mg	-
9	パントテン酸	(1) 脂質、炭水化物、たんぱく質の代謝とエネルギー産生に必要である	1.5~200 mg	-
10	ビタミン B6	(1) たんぱく質とアミノ酸の利用に必要である (2) 血液中のホモシステイン量を正常に維持するために必要である	0.45~67 mg	-
11	葉酸	(1) 細胞と血液の産生に必要である (2) 正常な胎児の神経管の発達に必要である (3) 血液中のホモシステイン量を正常に維持するために必要である	120~400µg	-

No	栄養素	健康強調表示	1日摂取量	使用上の注意
12	ビタミン B12	(1) 正常な葉酸の代謝に必要である	0.72~2,000µg	-
13	ビオチン	(1) 脂質、炭水化物、たんぱく質の代謝とエネルギー産生に必要である	9~900µg	-
14	ビタミン C	(1) 結合組織の形成と機能維持に必要である (2) 鉄の吸収に必要である (3) 細胞を有害な活性酸素から保護するために必要である	30~1,000 mg	-
15	カルシウム	(1) 骨と歯の形成に必要である (2) 神経と筋肉の機能の維持に必要である (3) 正常な血液凝固に必要である (4) 骨粗鬆症の発症リスク低下を助けるのに必要である (疾病リスク低減機能)	210~800 mg	-
16	マグネシウム	(1) エネルギーの利用に必要である (2) 神経と筋肉の機能の維持に必要である	94.5~250 mg	-
17	鉄	(1) 酸素運搬と血液産生に必要である (2) エネルギー産生に必要である	3.6~15 mg	6歳未満の幼児が過剰摂取しないように注意
18	亜鉛	(1) 正常な免疫機能に必要である (2) 正常な細胞分裂に必要である	2.55~12 mg	-
19	銅	(1) 鉄の運搬と利用に必要である (2) 細胞を有害な活性酸素から保護するために必要である	0.24~7.0 mg	-
20	セレン	(1) 細胞を有害な活性酸素から保護するために必要である	16.5~135 µg	-
21	ヨウ素	(1) 甲状腺ホルモンの生合成に必要である (2) エネルギー産生に必要である (3) 神経の発達に必要である	45~150 µg	-
22	マンガン	(1) 骨形成に必要である (2) エネルギーの利用に必要である (3) 細胞を有害な活性酸素から保護するために必要である	0.9~3.5 mg	-
23	モリブデン	(1) 酸化還元酵素の活性化に必要である	7.5~230 µg	-
24	カリウム	(1) 体内の水分と電解質のバランス維持に必要である	1.05~3.7 g	-
25	クロム	-	0.015~9 mg	-
26	食物繊維	(1) 食物繊維の補給	≥5 g (食物繊維として)	必ず十分な量の水分を摂る(液状製品を除く)
27	たんぱく質	(1) 筋肉、結合組織などの体細胞の構成成分である (2) 酵素、ホルモン、抗体の形成に必要である (3) 必須栄養素と活性物質の運搬と貯蔵に必要 (4) 体液、酸塩基のバランスの維持に必要である (5) エネルギー、グルコース、脂質の合成に必要である	≥12.0 g (たんぱく質として)	特定のたんぱく質にアレルギーがある場合は注意

No	栄養素	健康強調表示	1日摂取量	使用上の注意
28	必須脂肪酸	(1) 必須脂肪酸の補給	*リノール酸： ≥4.0 g *リノレン酸： ≥0.6 g	-

B. 生理学的効果強調表示

生理学的効果強調表示は、健康寄与因子や機能の改善、維持、健康増進を促進する人体の正常な機能や生物学的な活動に対する特別な効果を指す。最初の 32 の強調表示が個別に登録され、全 33 の強調表示が健康機能食品規格基準に記載されている。同一の強調表示に 2 つ以上の機能性成分が記載されているため、計 68 の機能性成分の記載がある。これらの機能は「これは xx に役立つ」と記載することができる。

ポジティブリストは、健康機能食品規格基準に記載されている栄養機能強調表示と生理学的効果強調表示にのみ用いられる。ただし、生理学的効果強調表示に登録されたばかりの新たな機能性成分のポジティブリストはない。また、性機能に関する強調表示は登録に適用されない。

表 3. MFDS により承認された健康機能食品規格基準に記載されている生理学的効果強調表示

No	健康強調表示	No	健康強調表示	No	健康強調表示
1	記憶の改善	2	血行の改善	3	肝臓の健康
4	体脂肪の減少	5	更年期女性の健康	6	血糖コントロール
7	目の健康	8	免疫機能	9	関節/骨の健康
10	前立腺の健康	11	疲労改善	12	皮膚の健康
13	コレステロール改善	14	血圧コントロール	15	緊張緩和
16	腸の健康	17	カルシウム吸収の補助	18	尿道の健康
19	消化機能	20	抗酸化	21	血中中性脂肪の改善
22	認知機能	23	運動パフォーマンス/持久力の改善	24	歯の健康
25	排尿機能の改善	26	過敏症による皮膚状態の改善	27	更年期男性の健康
28	月経前の変化による不快な症状の改善	29	精子運動性の改善	30	乳酸菌増加による女性の膣の健康
31	子どもの身長成長増進	32	睡眠の質の改善	33*	口腔内の抗酸化および抗菌作用

C. 疾病リスク低減強調表示

疾病リスク低減強調表示は、疾病の発症または健康状態のリスク低減に関連する機能を指す。この表示は「これは xx で役立つ」と表示される。

表 4. 韓国の健康機能食品規格基準に記載されている疾病リスク低減強調表示（～2019）

No	成分（栄養素）	健康強調表示	1日の摂取量	使用上の注意
1	カルシウム ビタミンD	骨粗鬆症のリスクを低減する	210～800 mg 1.5～10 μg	-